

平成20年度監察結果について

《監察事項》

- I 公共工事における入札契約事務に係る不正行為防止対策及び随意契約の適正化に関する取組の状況について
- II 公共工事の品質確保に係る取組の状況について
- III 随意契約の適正化及び業務運営方法の見直しに関する取組状況について

《対象機関》

＜公共工事における不正行為防止対策・随意契約の適正化＞

⇒地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局（開発建設部）

＜公共工事の品質確保＞

⇒地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局（開発建設部）

＜随意契約の適正化・業務運営方法の見直し＞

⇒地方運輸局（北海道・東北・関東・中国・四国）

I 公共工事における入札契約事務に係る不正行為防止 対策及び随意契約の適正化に関する取組の状況(1/2)

《監察の内容》

(公共工事における入札契約事務に係る不正行為防止対策に関する事項)

○コンプライアンスに関する研修・講習の実施状況

○発注者綱紀保持規程の周知と徹底

●発注者綱紀保持マニュアル等の周知等

●職員からの通報窓口(内部、外部)の設置、周知

○地方整備局等における入札契約手続の実施状況

●補助者の任命

●予定価格関係書類の作成及び保管状況

●積算担当課における入室制限等の措置状況

《提示意見等》

◆地方整備局等においては、研修、講習会等により発注者綱紀保持規程の周知徹底等コンプライアンスの強化に努めるとともにその取組をホームページ等を通じて広く国民にも伝える取組をしているところであるが、入札契約手続における不正行為防止の更なる徹底を図るためには、引き続き参考事例の追加等によるテキスト・マニュアルの充実、イントラネットの活用等取組内容の充実に努めること。

* 地方整備局及び北海道開発局においては、発注者綱紀保持規程により、入札契約に関連して法令等に違反するおそれのある行為についての通報窓口(内部及び外部)を設置し、職員への周知に努めている。

* 入札契約事務に従事する職員に対し、予算執行職員としての任命を行っていない事例が見られたが、本監察を踏まえ適切な任命手続が行われるよう改められた。

* 予定価格調書については施錠可能な金庫等に保管し、電子データについてはパスワードにより管理する等適正な保管が行われていた。また、積算担当課への外来者の入室制限等を行っている。

I 公共工事における入札契約事務に係る不正行為防止 対策及び随意契約の適正化に関する取組の状況(2/2)

《監察の内容》

(随意契約の適正化に関する事項)

○契約方式の見直し

- 競争性のある契約方式への移行
- 各契約方式の点検

○応募要件の見直し

- 応募要件の見直しの取組
- 競争参加の状況

○第三者による監視体制の強化

○執行・監査体制の確保

- 決裁体制の強化

《提示意見等》

* 建設コンサルタント業務等に係る契約について、次の通り見直しが図られていることを確認した。

①平成19年度の特命随意契約以外の競争入札等による契約
→ 約85%(平成18年度は約57%(金額ベース))

②さらに、平成20年度においては公募方式は大幅に減少させるとともに、企画競争が増加。

→ 公募方式:約0.3%(平成19年度は約22%(金額ベース))

→ 企画競争:約45%(平成19年度は約26%(金額ベース))

③法人の受注実績、技術者の資格要件等の見直しの実施。

* 建設弘済会と公募方式で契約したものはなかった。

* 公募方式又は企画競争(所管公益法人等との契約に係る事案)に占める2者以上の応募のあった件数の割合は平成20年度第1四半期は15.6%に増加(平成19年度11.4%)し、民間企業の参入が一定程度促進された一方1者応募となった案件も多い。

* 地方整備局等は、入札・契約手続運営委員会等の組織横断的な委員会において随意契約理由を審議するなどの決裁体制の強化を行っていることを確認した。

【公共工事における入札契約事務に係る不正防止対策に関する取組の推奨事例】

○東北地方整備局の取組

イントラネットの活用によるコンプライアンス・eラーニングの実施

職員が職場でいつでも**サービス・倫理・官製談合防止法**に関する学習を一定のカリキュラムに基づき受講できる、**コンプライアンスeラーニング**をイントラネット上に提供し、職員の誰もが自己の都合のよい時間に画面の指示に従って学習している。

(受講実績:約1,800人(約6割))

コンプライアンス eラーニングについて

1. eラーニングとは

イントラネットを活用して、授業や講義を実施したり、学習用コンテンツを配信したりすることにより、**職員全員**が、時間に関わらず、遠隔の地からも学習に参加することができる仕組みのことである。

2. コンプライアンス eラーニング

コンテンツ

コンテンツとして

- **コンプライアンスの徹底 §1 サービス**
 - **コンプライアンスの徹底 §2 倫理**
 - **コンプライアンスの徹底 §3 官製談合防止法**
- の3本を準備

各コンテンツとも、法令の解説や説明を主軸として、○×式の設問を準備。

3. 受講者の把握

各コンテンツについて

- **未受講者**
- **受講中**
- **受講終了**

の把握が個人レベルで可能となるため、状況をみて、未受講者に対する対応を行う。

Ⅱ 公共工事の品質確保に係る取組の状況

《監察の内容》

品確法^(*1)、基本方針^(*2)及び関連通達に基づく地方整備局等の公共工事の品質確保に関する取組状況について調査

- 発注関係事務の適切な実施
- 技術的能力の審査の実施
- 技術提案の審査・評価の実施
- 中立かつ公正な審査・評価の確保
- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価
- 発注関係事務の環境整備
- 調査・設計の品質確保
- 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

*1 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）

*2 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）

《提示意見等》

- ◆ 総合評価方式の適用に当たっては、基本方針を踏まえ、落札者の決定に反映された技術提案の履行を確保するための措置に係る契約上の取り決めを契約書等の契約図書上に明確に位置付けること。
- ◆ 総合評価方式の適用に当たっては、基本方針及び総合評価方式の実施に係る関連通達を踏まえ、落札者の決定に反映された技術提案が履行できなかった場合に契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書等において明らかにし、契約書に記載すること。
- ◆ 建設コンサルタント業務等をプロポーザル方式で発注する場合には、特定された技術提案の内容を、当該業務の特記仕様書に明記すること。
- ◆ 総合評価方式により発注する工事の技術審査に際して行う配置予定技術者へのヒアリングについて、必要な工事に対して適切にヒアリングを実施すること。

* 工事における総合評価方式の適用状況は、北海道開発局の金額ベース（87%）を除いて、平成19年度の目標値（全工事発注件数の6割相当以上、全工事発注金額の9割相当以上）を満たしていた。

* 極端な低価格による受注の排除に関し、関連通達に書かれた対策については、全ての地方整備局等において、通達に基づき、又は通達よりも予定価格や工種等による実施対象の範囲を拡大して実施していた。

* 個別工事の評価方法や落札者の決定に係る評価結果に関する学識経験者からの意見聴取について、全ての地方整備局等において、全件又は抽出した案件について詳細に説明し意見を聴取していた。

【公共工事の品質確保に係る取組の推奨事例】

○総合評価方式の地方公共団体への普及のための取組

①評価項目の標準化に向けたシステムの導入促進

中国地方整備局では、国と地方公共団体の評価項目の標準化に向け小規模工事用に作成した「小規模(市町村)工事成績評定要領(案)」を「自治体版工事成績評定システム」と名付け、平成17年10月から管内の地方公共団体に試行を促していた(H19:70%の市町村で導入)。

②工事成績評定等データベースの相互利用

東北地方整備局では、毎年度、同局発注工事に係る工事成績評定点を含む工事データを電子媒体で管内の各県に提供し、各県における建設工事入札参加者の施工能力審査に活用されていた。

中部地方整備局では、「工事成績データ抽出システム」として同局及び管内の地方公共団体の発注工事に係る工事成績評定点をCD-Rに収録し、入札参加者の技術審査における技術力評価の資料として参加地方公共団体に配布していた。

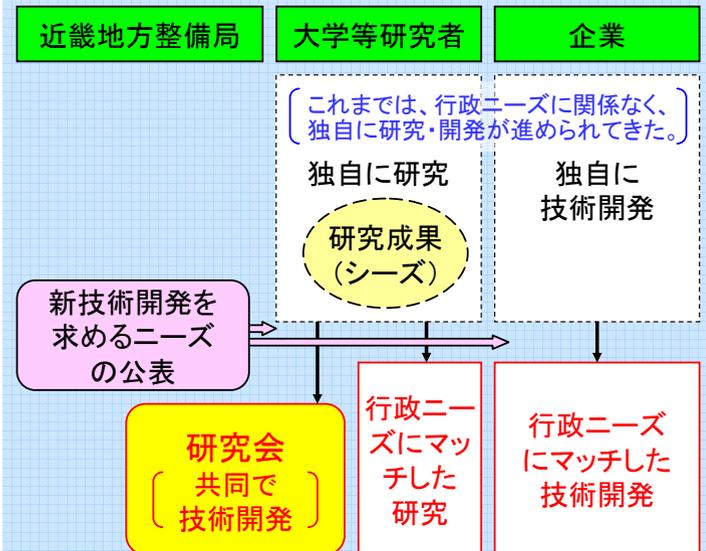
③補助事業等における取組状況のホームページへの掲載

関東・中部・中国・九州の各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局では、補助事業等における公共工事の品質確保に関する取組状況の確認結果を整備局等のホームページに掲載していた。

○公共工事における技術的課題の公表における新技術開発の促進

近畿地方整備局では、新技術による解決が求められる公共工事における65の技術的課題を公表することにより、産学による公共工事のニーズにマッチした新技術開発を促している。

また、このうち10の技術的課題に関しては、大学等の研究機関との共同で研究会を設立し、新技術開発に取り組んでいる。



Ⅲ 随意契約の適正化及び業務運営方法の見直しに関する 取組の状況

《監察の内容》

(随意契約の適正化に係る事項)

○随意契約見直し計画の厳正な実施の徹底について

- 随意契約の状況
- 適正な応募条件の設定
- 決裁体制強化の状況
- 電子入札による透明性の確保

○監視体制の充実強化について

- 入札監視委員会の審議状況
- 入札監視委員会の審議の概要の公表状況

(業務運営方法の見直しに係る事項)

○文書管理の適正化

○部内報告等のあり方

《提示意見等》

◆各地方運輸局及び各運輸支局においては、文書の保存期間等の周知徹底、廃棄文書及び保存文書の確認等により引き続き文書管理の徹底に努めること。

*競争性のない随意契約の件数が契約の全件数に占める割合は平成19年度においては18.2%、平成20年度第1四半期においては14.7%となっており、これらの随意契約はすべて、契約の性質又は目的が競争を許さない等、真にやむを得ないものに限られていた。

*監察対象運輸局においては、随意契約を行う際には、随意契約によることとした理由等についての審査・決裁を、総務課長、総務部長を経由する等の措置を講じ、随契理由の審査体制の充実を図るなど決裁体制の強化が図られていた。

*監察対象運輸局の本局において現地監察を実施し、文書管理簿が適正に作成、備え付けられるとともに、書庫等に文書が分類して保存されていたことを確認した。

しかしながら、関東運輸局と四国運輸局所管内の運輸支局において、自動車重量税納付書の保管期限内の廃棄処分が発覚した。両局は、平成20年10月21日「自動車登録・検査申請に係る行政文書の適正な管理の徹底について」を受けて、管内の運輸支局に対して文書の適正な管理の徹底を指導した。

【事件等発生に備えた訓練の推奨事例】

○北海道運輸局及び東北運輸局の取り組み

北海道運輸局事件等対策要綱及び東北運輸局重大事故・事件対策要綱に基づいて、鉄道等テロ対策訓練を行った。北海道運輸局はJR北海道及び札幌市交通局等と連携して平成20年3月に、東北運輸局はJR東日本及び仙台市交通局等と連携して同5月～6月に、テロ発生・終結等事態の進展に応じた情報について局内・事業者・本省・警察や消防間での情報伝達、初動対応における事故対策本部の設置等の訓練を実施した。これにより両局は、迅速かつ的確な情報伝達ができるか、適切な初動対応ができるか等を検証した。



鉄道等テロ対策訓練（現地指揮本部の設置（北海道運輸局））



鉄道等テロ対策訓練（重大事件対策本部の設置（東北運輸局））